

保護者・地域のみなさまへ

岐阜県教育委員会では、

教職員の働き方改革

を推進しています。



教職員の長時間勤務が常態化しています。

岐阜県教育委員会では、教職員が心身ともに充実して児童生徒と向き合うことが、学校教育の充実につながるの考えに基づき、学校現場と一体となって、適切な労務管理と勤務の適正化のための抜本的な改革を進め、持続可能な学校運営を目指します。

岐阜県立学校の教職員の勤務の状況

- ・ 1 か月の時間外在校等時間は 平均 29 時間 52 分
 - ・ 時間外在校等時間が、月 45 時間を超える教職員は 21 %
 - 「過労死ライン」の目安となる月 80 時間を超える教職員は 6 %
- ※令和6年度の最繁忙月（5月）の数値

<参考> 令和6年5月における時間外在校等時間の状況（*1ヵ月の正規の勤務時間数は155時間）

高等学校

（平日）

学校運営	6時間25分
学習指導	4時間39分
生徒指導	1時間20分
部活動	6時間50分
その他（※）	2時間00分
※各種調査、保護者対応等	
合計	21時間09分

（休日）

学校運営	0時間41分
学習指導	0時間32分
生徒指導	0時間04分
部活動	12時間05分
その他（※）	0時間12分
※各種調査、保護者対応等	
合計	13時間37分

特別支援学校

（平日）

学校運営	7時間40分
学習指導	6時間46分
生徒指導	1時間29分
部活動	0時間18分
その他（※）	2時間43分
※各種調査、保護者対応等	
合計	18時間53分

（休日）

学校運営	0時間08分
学習指導	0時間03分
生徒指導	0時間00分
部活動	0時間06分
その他（※）	0時間00分
※各種調査、保護者対応等	
合計	0時間19分

※集計値は四捨五入しているため、合計と内訳は必ずしも一致しません。

教職員の働き方改革プラン2025の取組み

(1) 勤務時間管理の徹底・勤務時間を意識した働き方の推進

- ・ 8の日、ノー残業デーは決められた時刻までに退勤します。その他の日も、毎日、遅くとも19時までに退勤できるよう、計画的に業務を進め、時間外勤務の削減に努めます。
- ・ 勤務時間外の電話対応は原則行わないこととし、留守番電話により対応します。

(2) 業務内容の不断の見直し

- ・ 学校行事の精選や内容の見直し、準備の簡素化を行います。
- ・ ICTを活用し、学校・保護者間等の欠席連絡やアンケート調査等について、ペーパーレス化を進めます。

(3) 部活動指導に係る負担軽減

- ・ 原則、週当たり2日（平日1日、休日1日）以上の休養日を設けます。
- ・ 1日の活動時間が、平日2時間程度、学校の休業日3時間程度となるよう、効率的・効果的な活動を行います。
- ・ 特定の顧問に過度に負担が集中しないよう、顧問間で適切な業務分担を行うとともに、部活動指導員を積極的に活用し、交替指導の徹底を図ります。
- ・ 学校規模に合わせた部活動数の適正化を図ります。

(4) 学校を支える体制の整備

- ・ 部活動指導や教育相談などに専門的知識を持った外部人材や、教員の事務作業を補助する教員業務アシスタントの配置を推進します。
- ・ 学校運営協議会の枠組み等を活用し、地域や保護者の理解・協力を得ながら、学校や教員が担ってきた業務の削減や役割分担の見直しを進めます。

**時間外在校等時間が月45時間・年360時間を超える教職員 ゼロ
を目指します**

みなさまのご理解、ご協力をよろしくお願いします。
令和7年3月 岐阜県教育委員会



教職員の働き方改革に関するQ & A

教員の長時間勤務について

- Q 普段は忙しくても、その代わり夏休みなどにたっぷり休めるのではないですか。
- A 教職員は、児童生徒の夏休み中も普段どおり勤務して部活動指導、授業準備、補習、研修などを行っています。
- Q 子どものためなら、時間を限らずに尽くすのが教育に携わる者のあるべき姿ではないのですか。早く帰ることで、子どもたちへの指導がおろそかになりませんか。
- A 児童生徒のためなら、授業準備や部活動指導による長時間勤務を負担に感じない、熱意のある教職員も多いのは事実です。一方で、長時間勤務が常態化すると、疲労の蓄積等により、教育の質の低下を招きかねません。岐阜県教育委員会では、教職員が心身ともに充実した状態で児童生徒と向き合うことが、学校教育の充実につながると考えています。
- Q 民間ではそれくらいの働き方は当たり前だと思うのですが。
- A 学校に限らず、あらゆる業種で「働き方改革」に取り組んでいるさなかであり、長時間勤務を当然とするかのような風潮が蔓延・常識化している現状を変えていく必要があると考えます。また、育児や介護等の家庭の事情を抱えながら働く教職員も多くいますが、こうした長時間勤務を前提とした働き方のままでは、優秀な教職員の離職にもつながりかねないと心配されます。

時間外の学校への連絡について

- Q ノー残業デーなど教職員が学校に不在となる時間帯の、緊急連絡はどうしたらいいですか。
- A 早期退勤日に限らず、教職員が不在となる夜間や休日については電話対応ができません。緊急時の連絡は、各学校の指定する方法によってください。また、事案の内容により、110番（警察）119番（救急・火災）189番（児童虐待）のほか、以下の24時間対応窓口をご利用ください。
- | | |
|---------------------|--------------|
| ・ 子供 SOS 24 | 0120-0-78310 |
| ・ 岐阜県青少年 SOS センター | 0120-247-505 |
| ・ ヤングテレホンコーナー（警察本部） | 0120-783-800 |
| ・ 各市町村の相談窓口 | |



部活動休養日の設定について

- Q 部活動の練習時間が減ると、技術や体力が落ちてしまいませんか。
- A 部活動において、勝利を目指すこと、今以上の技能の水準や記録に挑戦することは大切なことです。大会で勝つことのみを重視し過重な練習を強いることは避けなければなりません。成長期にある生徒のスポーツ傷害や事故を防止するとともに、バランスのとれた心身の成長、学校生活の充実のためにも、適切な休養日の設定が必要です。

このリーフレットに関するお問い合わせ先 電 話：058-272-1111(内線 8543)
岐阜県教育委員会事務局 教育管理課 メール：c17784@pref.gifu.lg.jp